

春日井市災害被災者に係る市営住宅入居取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害による迅速な被災者救済のため、被災者の市営住宅への入居に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用の許可の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市営住宅」とは、春日井市営住宅条例（平成9年春日井市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。

2 この要綱において「被災者」とは、原則として春日井市の当該災害に係るり災証明書等（以下「り災証明書等」という。）の発行を受けた者をいう。

(被災者用住宅)

第3条 被災者用の市営住宅は、空住宅がある場合に許可するものとする。ただし、広報等で既に募集している場合は、募集している空住宅を除いた空住宅があるときとする。

(使用期間)

第4条 使用の期間は、許可した日から起算して3か月以内とする。ただし、被災地の復興状況、入居者の事情等により3か月を限度に更新することがある。

(使用料)

第5条 使用料は、春日井市行政財産目的外使用料条例（昭和39年春日井市条例第4号）第6条の規定に基づき免除する。

(使用許可手続)

第6条 被災者が市営住宅に入居を希望するときは、春日井市財産管理規則（昭和40年春日井市規則第7号）第9条第3項の規定を適用する。この場合において、申請書には、り災証明書等を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、り災証明書等については、相当な理由があると認めるときは、許可した日から2週間まで延ばすことがある。

3 市長は、使用許可をする場合は、必要な条件を付すことがある。

(特定入居)

第7条 使用許可を受けた者のうち、条例第6条に規定する市営住宅の入居者資格条件を具備するものについては、条例第5条第1号の規定に基づき入居することができる。この場合においては、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び条例の規定を適用する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。